岩手県飲料水健康危機管理実施要領

岩手県環境生活部県民くらしの安全課
（平成 13 年３月 23 日 生活環境部長決裁）
（平成 20 年３月 14 日 一部改正）
（平成 21 年３月 24 日 一部改正）
（平成 22 年３月 30 日 一部改正）
（平成 26 年３月 26 日 一部改正）
（令和 ６年５月 24 日 一部改正）

１ 目的

この実施要領は、飲料水水質汚染事故の発生予防及び拡大防止等の危機管理の適正な実施を図ることを目的として、県が講ずべき具体的な対応等を定めるものである。

２ 定義

(1) この要領において飲料水とは次のものをいう。

ア 水道法（以下「法」という。）に定める水道事業、水道用水供給事業、専用水道及び簡易専用水道並びに学校事業所等水道条例（以下「条例」という。）第２条に規定する学校事業所等水道により供給される水（以下「水道水」という。）

イ 給水人口 100 人以下の水道（簡易専用水道に該当しない小規模受水槽による水道を含む。以下同じ。）により供給される水（以下「小規模水道水」という。）

ウ 個人が井戸等から汲み上げて飲用する水（以下「井戸水等」という。）

なお、ボトルウオーターについては、食品衛生法により措置が講じられるものであるため、本要領の対象としない。

(2) この要領において飲料水水質汚染事故（以下「飲料水事故」という。）とは、次の事態により飲料水に起因する県民及び滞在者（以下「県民等」という。）の健康被害が生じている、又はそのおそれのある場合をいう。

ア 水道水の水源又は水道原水の水質異常

イ 水道施設における事故等に伴う水道水の水質異常

ウ 小規模水道水又は井戸水等の水質異常

エ 飲料水を原因とする、又はそのことが疑われる感染症又は食中毒等の発生

(3) この要領において国所管水道事業等とは、国土交通省が所管する水道事業及び水道用水供給事業並びに国が設置する専用水道及び簡易専用水道をいう。

(4) この要領において、市所管水道施設等とは、市が所管する専用水道、簡易専用水道、給水人口 100 人以下の水道、井戸等をいう。

３　情報収集及び連絡

(1)　飲料水事故において、県は次の基本的事項を情報収集する。

ア　事故発生日時及び飲料水の種類

イ　事故発生に係る水源又は水道施設等の名称及び所在地

ウ　事故の状況

(ｱ)　水質異常の原因等（原因物質、濃度等）

(ｲ)　原因物質の排出源（事業所、車両等）及び所在地

(ｳ)　水質異常の継続の有無

(ｴ)　浄水施設への原因物質流入の有無

エ　被害の発生状況（症状、人数、地域等）

オ　水道事業者等関係者が講じた措置及び今後予定している措置（取水停止等）

カ　その他必要と認められる事項

(2)　県民くらしの安全課及び県保健所（以下「保健所」という。）は、市町村（生活環境担当課）、水道水及び小規模水道水を供給する者並びに井戸水等を飲用する者等に対し、飲料水事故が発生した場合には、令和６年４月３日付け国水水第１号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知（以下「国通知」という。）「５．健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼」に定める様式により速やかに当該事故が発生した区域を所管する保健所（盛岡市については県央保健所とする。）に報告するよう、平常時から次により指導等を行うものとする。

ア　県民くらしの安全課は、市町村（環境担当課）及び水道事業者等に毎年度通知するとともに、県ホームページに掲載する。

イ　保健所は、法又は条例に基づく業務執行等の際に説明する。

(3)　保健所は、飲料水事故に係る情報を入手した場合、(2)と同様の国通知に定める様式により速やかに県民くらしの安全課に報告するとともに、逐次、情報収集及び連絡を行うものとする。

(4)　県民くらしの安全課は、飲料水事故に係る情報を入手した場合、環境生活部長に報告するとともに、次により関係機関に速やかに連絡するものとする。

ア　上記２(2)アの事態にあっては、当該水源と同じ河川等から取水している他の水道事業者等に直接又は保健所を通じて情報提供する。

イ　飲料水を原因とする、又はそのことが疑われる感染症に関係する場合、保健福祉部医療政策室に（必要に応じて教育委員会保健体育課等にも）情報提供する。

ウ　国通知に基づき、国土交通省東北地方整備局水道担当に情報提供する。

エ　その他、当該飲料水事故への対応が想定される県関係室課等及び市町村等に情報提供する。

４　調査体制

(1)　保健所は、飲料水事故の状況把握及び原因究明等のため、次のとおり調査等を行うものとする。

なお、国所管水道事業等に係る飲料水事故については国と、市所管水道施設等に係る飲料水事故については市と連携して対応するものとする。

ア　上記３（1）の事項及び次の事項について情報収集又は実地調査を行い、得られた情報を県民くらしの安全課に随時報告する。

(ｱ) 給水不能のおそれの有無

(ｲ) 応援給水の方法、期間及び水量

(ｳ) 小規模水道水又は井戸水等の水質異常の場合、事故発生区域の市町村の対応状況等

イ　原因究明又は飲料水の水質汚染の把握のため水質検査が必要と認める場合は、県民くらしの安全課と協議のうえ、水道原水又は飲料水の検体を採取し、環境保健研究センターに検体を搬送する。

ウ　人的又は技術的な応援を必要とする場合は、県民くらしの安全課に対し要請する。

(2)　県民くらしの安全課は、飲料水事故の調査のため次の措置を講ずるものとする。

ア　保健所と協議のうえ、水質検査が必要と認められた場合、環境保健研究センターと連絡調整する。

イ　保健所の要請等の状況に応じて関係職員を現地に派遣する。

５　対策

(1)　環境生活部長は、３（4）の報告を受けた場合、必要に応じて環境生活部危機対策本部を設置するものとする。

なお、飲料水事故による被害が相当規模を超えると見込まれ、全庁的な対処が必要と認められる場合は、岩手県危機対策本部（本部長：知事）へ速やかに移行するものとする。

(2)　県が所管する法及び条例に基づく水道に係る指導等については、保健所と県民くらしの安全課が協議し、必要に応じて環境生活部長に報告のうえ、次により行うものとする。

ア　改善指導等

(ｱ) 保健所は、必要に応じて水道施設の立入調査を行い、水道施設の構造又は管理方法を緊急に改善することが必要と認める場合、水道事業者等に対し、速やかに改善措置を講じるよう指導する。

(ｲ) 保健所又は県民くらしの安全課は、次の事項が認められ、かつ県民等の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、法第 36 条に基づく改善の指示又は条例第 10 条に基づく改善の命令を行う。

a　水道施設が技術的基準に適合しなくなっていること

b　水道技術管理者又は設置者がその職務を怠っていること

イ　取水停止又は給水停止の命令等

保健所又は県民くらしの安全課は、緊急に健康被害の発生又は拡大を防止するため必

要と認めるときは、水道事業者等に対し、取水停止若しくは水源の切替え等の指導、又は法第37条若しくは条例第10条に基づく給水停止の命令を行う。

(3)　保健所は、県が所管する小規模水道水又は井戸水等の飲料水事故において、その利用を継続することによって健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該飲料水の利用者に対して飲用の停止、使用上の注意等について関係町村と協力して指導するものとする。

(4)　保健所又は県民くらしの安全課は、水道事業者等から応援給水の要請があった場合には、他の水道事業者等からの供給による応援給水について調整するものとする。

　なお、県民くらしの安全課は、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ適切であると認める場合、応援給水が可能と考えられる水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、法第40条第1項に基づく水道水の緊急応援を命令する。

(5)　保健所及び県民くらしの安全課は、（2）から（4）までの対策が、他の県関係室課等又は県以外の機関と関係する場合は、必要に応じて、連携して対応するものとする。

　また、国土交通省東北地方整備局水道担当を経由して同省水道事業課から助言等があった場合は、環境生活部長に報告のうえ、必要な措置を講じるものとする。

(6)　保健所及び県民くらしの安全課は、国所管水道事業等又は市所管水道施設等に係る飲料水事故について、必要に応じて、国又は市が実施する指導等に協力するものとする。

６　県民等への情報提供

県民くらしの安全課は、県民、市町村及び事故発生区域住民に対し、報道機関等を通じて適宜必要な情報提供を行うものとする。

附　則

この要領は平成13年４月１日から施行する。
この要領は平成20年４月１日から施行する。
この要領は平成21年４月１日から施行する。
この要領は平成22年４月１日から施行する。
この要領は平成26年４月１日から施行する。
この要領は令和６年５月24日から施行する。